議案第 59 号

平成29年度伊賀市下水道事業会計補正予算(第1号)

- 第1条 平成29年度伊賀市下水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
- 第2条 平成29年度伊賀市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2 条に定めた業務の予定量の主要な建設改良事業の管路整備費「300,889千円」 を「488,289千円」に、処理場整備費「170,172千円」を「278,872千円」に 改める。
- 第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 第1款 下水道事業収益 2,629,577 千円 2,500 千円 2,632,077 千円 第 2 項 営業外収益 1,978,016 千円 2,500 千円 1,980,516 千円 支 出 (科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 第1款 下水道事業費用 2,648,860千円 5,000千円 2,653,860 千円 第1項 営業費用 2,263,554千円 5,000千円 2,268,554 千円 第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的収入	1,392,245 千円	293, 765 千円	1,686,010千円	
第1項 国庫補助金	202,000 千円	143,535 千円	345,535 千円	
第3項 負担金等	37,804 千円	2,121千円	39,925 千円	
第4項 他会計補助金	836,620 千円	△191 千円	836, 429 千円	
第5項 企業債	217,900 千円	148,300千円	366, 200 千円	
	支 出			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
第1款 資本的支出	1,369,101千円	299, 323 千円	1,668,424 千円	
第1項 建設改良費	518,828 千円	299, 323 千円	818, 151 千円	

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、「上野新都市浄化センター長寿命化対策事業業務委託経費」及び「柘植浄化センター長寿命化対策事業業務委託経費」を追加し、「上野新都市浄化センター長寿命化対策事業設計業務委託経費」及び「柘植浄化センター長寿命化対策事業設計業務委託経費」を廃止し、「上野新都市浄化センター長寿命化対策事業工事経費」及び「柘植浄化センター長寿命化対策事業工事経費」の限度額を変更する。

追加

事項	期間	限度額		
上野新都市浄化センター長寿命化対	平成 29 年度から	140,000 7 111		
策事業業務委託経費	平成 30 年度まで	148,000 千円		
柘植浄化センター長寿命化対策事業	平成 29 年度から	152 000 TH		
業務委託経費	平成 30 年度まで	153,000 千円		

廃止

事項	補正前		補正後		
事 供	期間	限度額	期間	限度額	
上野新都市浄化センター長寿命化対	平成 29 年度から	0 427 I III			
策事業設計業務委託経費	平成 30 年度まで	9,437 千円	_	_	
柘植浄化センター長寿命化対策事業	平成 29 年度から	14 202 壬田			
設計業務委託経費	平成 30 年度まで	14, 203 千円	_	<u> </u>	

変更

事項	補正前		補正後		
争供	期間	限度額	期間	限度額	
上野新都市浄化センター長寿命化対	平成 29 年度から	152 262 壬田	平成 29 年度から	3, 000 千円	
策事業工事経費	平成 30 年度まで	153, 363 千円	平成 30 年度まで		
柘植都市浄化センター長寿命化対策	平成 29 年度から	152 007 T.III	平成 29 年度から	0.000 7 111	
事業工事経費	平成 30 年度まで	153, 997 千円	平成 30 年度まで	3,000 千円	

第6条 予算第6条に定めた企業債を次のように改める。

起債の		補	正	前	補	正	Ť	发
目的	四本海	起債の	40 dz	償還の	四本版	起債の	1 .11 1.11 1.11 1.11 1.11 1.11 1.11 1.1	償還の
日助	限度額	方 法	利率	方 法	限度額	方 法	利率	方 法
	千円				千円			
下水道	217, 900	証書	5.0%以内	政府資金及び特定資金について	366, 200	補正	補正	補正
事業		借入	(ただし、利率見直	は、その融通条件により、銀行		前と	前と	前と
		又は	し方式で借り入れ	その他の場合には、債権者との		同じ	同じ	同じ
		証券	る政府資金等につ	協定によるものとする。ただし、				
		発行	いて、利率の見直し	企業財政の都合により据置期間				
			を行った後におい	及び償還期限を短縮し、若しく				
			ては、当該見直し後	は繰上償還又は低利に借換えす				
			の利率)	ることができる。				

第7条 予算第10条本文中「1,224,493千円」を「1,224,302千円」に改める。

平成29年6月5日提出

伊賀市長 岡 本 栄